

農業後継者親元就農奨励金制度のお知らせ

新冠町では、優れた農業後継者の確保と円滑な経営継承を促進し、将来に亘る持続的な発展を目指す経営体を育成するため、農業後継者親元就農奨励金制度を実施しております。

◆補助内容及び対象者

後継者として子弟が親元就農した経営主（認定農業者であること。）に対し、2年間に亘り各年50万円を交付するものです。

なお、農業後継者は、町内農業者の3親等以内の子弟で、後継者として新たに町内において農業に従事することとなる日において18歳以上45歳未満の町民を対象とします。（法人については一戸一法人とし、経営者の子弟に限る。）

◆申請方法

1. 親元就農届

奨励金の交付を受けようとする方は、子弟の親元就農後、速やかに親元就農届により新冠町農協を經由して届け出して下さい。ただし、1経営体につき1件限りとし、**届出日時点において、親元就農後2年を経過している場合は申請出来ませんのでご注意ください。**

2. 親元就農奨励金交付申請書

親元就農届を提出した方は、その年の事業決算後、子弟の就農が確認できる書類（青色専従者給与の支払いが確認できる事業決算書）を添えて、交付申請書を新冠町農協を經由して提出して下さい。2年目の交付についても、2年目の事業決算後同様に申請が必要です。

※奨励金の交付は、1年目及び2年目の事業決算後になります。

※青色専従者給与を支給するには、所管税務署への届け出が必要です。

◆交付制限及び返還要件

1. 交付制限（次の場合、奨励金の対象となりません。）

- (1) 経営体に、既に別の子弟が後継者として就農しているとき。
- (2) 国及び北海道等が実施している新規就農者対策事業等、同種の支援を受けているとき。
- (3) 本制度開始後(H30.4以降に)に親元を離農した子弟が、再度親元に就農したとき。

2. 返還要件（次の場合、交付した奨励金を返還して頂きます。）

- (1) 就農後5年以内に農業経営を中止又は廃止したとき。
- (2) 虚偽その他不正行為により交付を受けたと認められたとき

お問い合わせ先

新冠町役場産業課産業グループ農産係

Tel : 0146-47-2183、Fax : 0146-47-2496



農業後継者育成支援対策事業補助金制度のお知らせ

農業後継者を対象とした補助制度について次のとおりお知らせします。

◆補助対象者

経営継承を目的に親元就農した方を対象に、下記の補助金を交付するものです。

なお農業後継者は、町内農業者の3親等以内の子弟で、後継者として新たに町内において農業に従事することとなる日において18歳以上45歳未満の町民を対象とします。（法人については一戸一法人とし、経営者の子弟に限る。）

◆補助メニュー

1. 研修費補助（補助率1/2以内、上限10万円）

- ①農業研修機関（農業大学校等）が行う各種研修に参加した際の受講料、教材費
- ②農家子弟自らが主催する営農に必要な視察研修等の費用（飲食費は除く。）

【補助対象期間】親元就農してから経営継承するまでの間（通算2回まで）

2. 免許取得費補助（補助率1/2以内）

大型特殊免許や牽引免許等、経営体毎の営農に必要と認められた資格・免許の取得費

【補助対象期間】親元就農してから5年間

ただし、新規学卒者が農業大学校等の在学中に免許を取得し、学卒後直ちに親元就農した場合は、当該取得費用を補助対象に含めます。

※参加する研修や免許取得が補助対象となるかを、事前にお問い合わせください。

※経営継承前に農業に従事しなくなった場合は補助金返還となります。

◆補助金の申請方法

研修や免許取得に要した費用の領収書及び研修の報告書や免許証の写し等関係書類を添えて、事務局に申請書を提出して下さい。

◆補助金申請、お問い合わせ先

新冠町地域担い手育成総合支援協議会
（事務局：役場産業課産業グループ農産係）

Tel：0146-47-2183、Fax：0146-47-2496

E-mail：nousei@niikappu.jp

